

平成30年度財務事務監査及び措置状況

【定期監査】

1 監査の対象

秘書課

企画政策部 企画政策課、広報戦略課、地方創生課

総務部 総務課、危機管理課、人事課、男女いきいき推進課、安全対策課

財政部 財政課、税務課、収納課、用地管財課、契約課

市民環境部 地域げんき課、市民課、環境保全課、環境センター

産業振興部 農林水産振興課、農林水産整備課

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課（萱瀬小学校、黒木小学校、萱瀬中学校を含む。）、社会教育課、文化振興課

選挙管理委員会事務局

競艇企業局

2 監査の期間

平成30年9月10日から平成31年2月20日まで

3 監査の方法

監査日までにおける平成30年度の財務に関する事務(平成29年度補助金交付事務を含む。)の執行状況について、関係書類及び帳簿を抽出審査し、必要に応じて関係職員から事情を聴取して監査を実施した。

4 監査の結果及び意見

監査の結果、おおむね適正に行われていたものの、後出のとおり不適正な処理や改善を要する事項が見受けられた。各課におかれては、事務の執行にあたり、引き続き根拠法令の順守とともに、各種業務に係る手引きやガイドライン等の活用により適正な事務の遂行並びに更なる事務の合理化・効率化を図る措置を講じられたい。

なお、今回の監査において、契約事務について、見積執行に係る書類の作成が適正に行われていないものが見受けられた。市におかれては、契約課の関与がなく各課のみで執行する契約事務においても適正に執行されるよう取り組みを行われたい。

また、市が作成または受理する文書において、消せる筆記用具の使用が見受けられた。消せる筆記用具の使用に対する職員の考え方は個人差があり、不正や事故に繋がることとの認識を持って使用するためのルール作りを要望するものである。

監査結果	該当課等	措置の内容及び状況
<p><収入事務></p> <p>納入通知書の納期限の指定について、大村市財務規則第45条に定められた納期限どおりに指定していないものがある。</p>	安全対策課	今後は適正に処理する。
<p>年度当初に全額を調定すべき歳入について、誤って各月毎に調定を行っているものがある。</p>	文化振興課	今後は適正に処理する。
<p><支出事務></p> <p>支出負担行為日が見積書の受付日と異なるもの、見積書の日付けがないものがある。</p>	安全対策課	今後は適正に処理する。
<p>補助金に係る支出負担行為決議書に決裁を受けず、交付決定通知書の写しを添付していない。</p>	学校教育課	支出負担行為決議書に交付決定通知書の写しを添付し、決裁を受けた。
<p><契約事務></p> <p>見積執行において、見積調書と見積書で消費税の取扱いが異なっている。</p>	地域げんき課 農林水産振興課	今後は適正に処理する。
<p>毎月払いの契約書に規定した月次報告書が提出されていないものがある。</p>	競艇企業局	月次報告書を提出させた。
<p><補助金等交付事務></p> <p>大村市小学校区スポーツ大会開催費補助金交付事務が適正に行われていない。</p> <p>① 交付申請書に添付された収支予算書の項目と実績報告書に添付された収支決算書の項目が相違したものを受け付け補助金額を確定している。</p> <p>② 交付申請書に添付された事業計画書の記載内容と実績報告書に添付された事業実績書の記載内容が同一のものを受け付け補助金額を確定している。</p>	地域げんき課	今後は適正に処理する。
<p>大村市生活環境推進事業費補助金交付事務において、実績報告書に添付された収支決算書が要綱の様式と相違しているものを受け付けている。</p>	環境保全課	今後は適正な様式の提出をするよう指導した。
<p>農林水産振興事業補助金の交付決定において、交付申請に添付された収支予算書の支出の部が事業費として一括して計上されており、事業費の内訳が不明である。</p>	農林水産振興課	事業内容に沿った科目で修正させた。今後は事業費の内訳を明確にするよう指導する。
<p>長崎県中学校総合体育大会開催地補助金の交付事務が適正に行われていない。</p> <p>① 補助金交付要綱を制定せずに基本決裁により補助金を交付している。</p> <p>② 補助事業名を誤った交付決定通知書で申請者に通知している。</p>	学校教育課	① 平成30年度から負担金になった。 ② 適正な補助事業名を記載した交付決定通知書と差し替えた。
<p>補助金申請者から実績報告書が提出されておらず、交付確定の手続きを行っていない。</p>	学校教育課	申請者に実績報告書の提出を求め、交付額確定の手続きを行う。

監査結果	該当課等	措置の内容及び状況
補助金交付要綱を制定せずに基本決裁により補助金を交付しているが、補助対象経費や申請、報告に関する書類、その他必要事項を定めずそのまま補助金交付事務を行っている。	学校教育課	要綱を制定する。
郷土芸能保存育成費補助金交付事務において、交付申請時に使用する用具の修繕に要する経費を対象として、交付決定を行なったが、当該用具の修繕の経費ではなく、衣装購入に対し補助金を使用した内容の実績報告を受け、補助金の確定を行っている。	文化振興課	今後は申請団体へ補助金申請手続きの指導を徹底し、適正に処理する。
<p><その他の事務></p> <p>切手受払簿の残数と切手の実数が一致していないものがある。</p>	市民課 黒木小学校	記載漏れを修正した。今後は適正に処理する。
道路占用許可申請を行わず不当に道路を占用している。	安全対策課	道路占用許可を申請する。
行政財産使用料を免除する理由が適正でない。	農林水産振興課	今後は適正に徴収する。